

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

健全化判断比率には4つの指標があり、このうち1つでも国が定める早期健全化基準（イエローカード）以上になった場合は財政健全化計画を、財政再生基準（レッドカード）以上になると財政再生計画を策定する必要があります。

また、公営企業会計における資金不足比率も経営健全化基準以上になると、経営健全化計画を策定する必要があります。令和6年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、ともに早期健全化基準を下回っておりました。実質公債費比率は令和5年度から0.1ポイント上昇しました。

1. 健全化判断比率の状況

（単位：％）

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和6年度決算の健全化判断比率		— (△0.75)	— (△20.08)	8.6	— (△213.0)
国の基準	早期健全化基準 (イエローカード)	13.45	18.45	25.0	350.0
	財政再生基準 (レッドカード)	20.00	30.00	35.0	
令和5年度決算の健全化判断比率		— (△3.66)	— (△23.52)	8.5	— (△187.1)

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字とならなかったため、「—（なし）」としています。
 なお、参考として黒字の比率を（ ）内にマイナス表示しています。

2. 資金不足比率の状況

（単位：％）

	資金不足比率	経営健全化基準
港湾整備事業会計	— (△439.2)	20.0
水道事業会計	— (△43.1)	20.0
下水道事業会計	— (△126.6)	20.0
病院事業会計	— (△3.3)	20.0

※ 各会計とも資金不足額が無かったので資金不足比率は「—（なし）」としています。
 なお、参考として資金剰余額の比率を（ ）内にマイナス表示しています。

各指標とも、国の定める健全化基準以下であり、本市の財政状況は健全であると言えます。
 今後とも適正な財政運営に努め、健全な財政を維持してまいります。

令和6年度決算における健全化判断比率について

①実質赤字比率

一般会計における実質赤字額の標準的な収入に対する比率です。

(単位：千円)

区 分	金 額
ア 一般会計の実質収支額	70,425
イ 本市の標準的な収入（標準財政規模）	9,328,375
ウ 実質赤字比率	— (△0.75%)

※ 実質赤字額がない場合は、ウ欄は「－（なし）」と記載します。参考として、実質黒字額による比率を（ ）内にマイナス表示しています。

<計算式>

$$\text{ウ} = \frac{\text{ア（※マイナスの場合のみ）}}{\text{イ}}$$

②連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額の標準的な収入に対する比率です。

(単位：千円)

区 分	金 額																
ア 一般会計の実質収支額	70,425																
イ その他の会計の資金不足額又は資金剰余額の計	1,803,558																
<table border="1"> <tr><td>国民健康保険特別会計事業勘定</td><td>15,405</td></tr> <tr><td>介護保険特別会計事業勘定</td><td>14,349</td></tr> <tr><td>後期高齢者医療特別会計</td><td>2,971</td></tr> <tr><td>市民交通傷害共済事業特別会計</td><td>1,746</td></tr> <tr><td>水道事業会計</td><td>339,902</td></tr> <tr><td>下水道事業会計</td><td>533,221</td></tr> <tr><td>病院事業会計</td><td>97,779</td></tr> <tr><td>港湾事業会計</td><td>798,185</td></tr> </table>	国民健康保険特別会計事業勘定	15,405	介護保険特別会計事業勘定	14,349	後期高齢者医療特別会計	2,971	市民交通傷害共済事業特別会計	1,746	水道事業会計	339,902	下水道事業会計	533,221	病院事業会計	97,779	港湾事業会計	798,185	
国民健康保険特別会計事業勘定	15,405																
介護保険特別会計事業勘定	14,349																
後期高齢者医療特別会計	2,971																
市民交通傷害共済事業特別会計	1,746																
水道事業会計	339,902																
下水道事業会計	533,221																
病院事業会計	97,779																
港湾事業会計	798,185																
ウ 本市の標準的な収入（標準財政規模）	9,328,375																
エ 連結実質赤字比率	— (△20.08%)																

※ 連結実質赤字比率がない場合は、エ欄は「－（なし）」と記載します。参考として、連結実質黒字額による比率を（ ）内にマイナス表示しています。

<計算式>

$$\text{エ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] (\text{※マイナスの場合のみ})}{\text{ウ}}$$

③実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金等の標準的な収入に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業会計への繰出金のうち元利償還金相当分なども対象とします。この比率が18%を超えると地方債の借入れが、国との協議制から許可制へ移行されます。

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金	1,810,883	
イ 準元利償還金	375,755	・ 公営企業債繰入金 ・ 公債費に準ずる債務負担行為
ウ 元利償還金に充当した特定財源	263,931	・ 転貸債の元利償還金 ・ 都市計画税
エ 基準財政需要額に算入された公債費 及び準公債費	1,261,137	・ 災害復旧費 ・ 事業費補正
オ 本市の標準的な収入（標準財政規模）	9,328,375	
カ 実質公債費比率（単年度）	8.2%	
キ 実質公債費比率（3カ年平均）	8.6%	

<計算式>

$$\text{カ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - \text{ウ} - \text{エ}}{\text{オ} - \text{エ}}$$

④将来負担比率

一般会計が将来負担すべき負債の標準的な収入に対する比率です。

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計における地方債現在高	19,257,915	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	1,842	
ウ 公営企業債等への一般会計からの繰入見込額	4,872,789	
エ 一部事務組合の地方債償還に係る負担見込額	0	
オ 退職手当負担見込額	2,553,970	
カ 設立法人の負債額等負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 一部事務組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	
ケ 地方債の償還に充当可能な基金の残高	27,836,979	財政調整基金 ふるさと基金等
コ 地方債の償還に充当可能な特定歳入	1,987,377	都市計画税等
サ 地方債の償還に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	14,047,527	
シ 本市の標準的な収入(標準財政規模)	9,328,375	
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,261,137	災害復旧費 事業費補正
セ 将来負担比率	— (△213.0%)	

※ 将来負担比率がない場合は、セ欄は「－(なし)」と記載します。参考として、将来負担黒字による比率を()内にマイナス表示しています。

＜計算式＞

$$\text{カ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} \times \text{ス}}$$

⑤資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

(単位：千円)

	資金不足額 又は 資金剰余額 A	事業規模 B	資金不足比率 C
港 湾 事 業 会 計	798,185	181,720	— (△439.2%)
水 道 事 業 会 計	339,902	788,545	— (△43.1%)
下 水 道 事 業 会 計	533,211	420,879	— (△126.6%)
病 院 事 業 会 計	97,779	2,913,390	— (△3.3%)

※ 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「－(なし)」と記載します。参考として、資金剰余額による比率を()内にマイナス表示しています。

＜計算式＞

$$\text{C} = \frac{\text{A} (\text{※マイナスの場合のみ})}{\text{B}}$$